令和７年度　高崎市空き家緊急総合対策事業　制度案内

# 制度１．空き家管理助成金

～空き家管理助成金とは～

高崎市では、空き家が管理されないまま放置され、周囲に危険を及ぼす恐れのある老朽空き家に至らぬよう、敷地や建物内部の管理を委託した場合など、費用の一部を**予算の範囲内で**助成します。

| | |
|---|---|
| 助成を受けられる空き家<br>**※右記要件をすべて満たすこと** | ● 高崎市内に存し、住居として利用されていた建築物であること<br>● **１年以上**居住その他の使用がなされていないことを確認できる空き家等であること |
| 助成を受けられる人(申請者) | ● 空き家及び敷地の所有者及びその法定相続人(個人) |
| 助成を受けられる主な要件<br>**※右記要件をすべて満たすこと** | ● 空き家を適正に管理する行為（空き家の点検、通気、通風、通水や、敷地の除草、樹木の剪定・伐根、害虫の駆除、防草シートの設置など）を行うこと<br>● 高崎市内の業者が事業を行うこと<br>● 市税の滞納がないこと<br>● 本助成金の交付決定後に着手する作業であること<br>（作業着手済、もしくは完了している場合は申請できません）<br>● ２月末までに市に完了報告書を提出できること |
| 助成金額 | 助成対象経費に２分の１を乗じて得た額、年間の上限額は２０万円<br>（年間上限額内であれば、同一の空き家で複数回申請が可能）<br>※交付決定後の増額はできません |

## ＜助成制度の手続きの流れ＞

申請書類の提出 → 申請書類の審査（職員による現地確認） → 審査結果のお知らせ → 作業の開始 → 作業完了、支払い → 完了報告書類の提出 → 完了報告書類の確認 → 助成金の支払い

**※要件の詳細や受付状況に関しては、建築住宅課までお問い合わせください。**

**高　崎　市**

| | |
|---|---|
| 注意事項 | **（対象となる空き家等及び敷地等について）**<br>● 登記事項証明書又は固定資産税の納税通知書等に記載されている建築物の種類が「住宅」等であるものが対象となります。（付属家、倉庫、物置等は対象となりません。）<br>● 不動産登記されておらず、市の固定資産税台帳にも登録がない家屋は助成の対象となりません。<br>● 一戸建て住宅の空き家が対象となります。（集合住宅等は対象となりません）<br>● 過去１年間空き家であることを確認する書類としてガス・電気・水道の廃止が確認できるものが必要となります。（ただし住民票などの情報により、空き家であることが明確な場合、提出は不要となる場合があります。また、最後に居住されていた方が病院や施設等に入院・入所されていた場合は入院・入居の証明書により空き家であることを確認する場合があります。）<br>● 併用住宅の場合は店舗等が廃業して１年以上経過している必要があります。<br>● 居住者が退去後、物置又は倉庫等として利用していた場合、対象となりません。<br>● 敷地の管理の場合、居住その他の使用がなされている家屋等と同一の敷地（一体の利用をしているものを含む）であるもの、または敷地の一部を使用しているものについては対象となりません。<br>● 過去に本助成金の交付を受けた空き家の同一敷地内にある空き家については交付を受けることはできません。（その所有者が異なる場合も、同様に本助成金の交付を受けることができません。）<br>**（申請者について）**<br>● 法人は対象となりません<br>● 「申請者」、「見積書の宛て名」、「領収書の宛て名」、「助成金振込み先の口座」はすべて同一人物の名義である必要があります。<br>● 以前に本事業の助成金を受けられた方は受けられない場合があります。<br>● 過去に別の空き家で助成金を利用している場合、対象となりません。<br>**（管理事業について）**<br>● 他の助成金等の対象となる事業は助成の対象となりません。<br>● 備品等の購入、自己や親族が行う作業は助成の対象となりません。<br>● 砂利敷き、整地費用は助成の対象となりません。<br>● 市内業者は見積書及び領収書の住所を高崎市で表記できるものであり、申請者の親族が代表を務めるものを除きます。<br>● 本助成金の支払いは完了報告後のため、一時的に申請者が代金を全額負担することになります。（本助成金の事前支払いは不可）<br>● 業者と１年間の委託契約等を締結しており、申請時点ですでに事業着手している場合は個別にご相談ください。<br>**（その他）**<br>● 現地を調査する際に職員が敷地内に立ち入る場合があります。<br>● 申請した事業が実施されていることがわかるように作業中の写真を撮影してください。（除草や伐採のみ場合は作業中の写真は必要ありません。）<br>● 管理事業を複数回行う場合は**作業ごとに**作業の実施前後及び作業中の写真を撮影してください。<br>**（郵送での申請について）**<br>● 申請書等が担当課に到着し確認を行った時点で受付となります。また必要書類が揃ったことが確認できるまで受理はできません。書類の郵送日が受付日とはなりませんのでご注意ください。<br>● 申請者又は申請代理人の氏名及び日中に連絡がつく連絡先（電話番号）を必ず明記してください。書類到着後、必要に応じて担当者より連絡いたします。書類の不備や、申請者又は申請代理人と連絡がつかない場合は、手続きに時間を要する場合があります。<br>郵送事情による遅延・紛失について市は責任を負いません。 |

**高　崎　市**

**〇申し込み時に必要な書類**

| | | 書類名 | 条件等 |
|---|---|---|---|
| 申請者全員必要な書類 | □ | 申請書　※様式あり | |
| | □ | 事業前の写真 | 該当の空き家と作業を行う場所の状況がよく分かるように撮影してください |
| | □ | 支払い予定金額の確認できるもの（見積書等） | 事業の内訳明細が確認でき、業者の住所表記が高崎市内であり、見積書等の宛て名が申請者となっている必要があります |
| | □ | 空き家化の経緯報告書<br>※様式あり | |
| 該当する場合のみ必要な書類 | □ | 空き家化の経緯報告書の内容を証明する書類 | 住民票等から空き家であったことを確認することが出来ない場合（入居施設等の証明、ガス・電気・水道の廃止証明等） |
| | □ | 戸籍謄本等 | 所有者が死亡しており、その法定相続人等が申請をする場合 |
| | □ | 委任状 | 申請手続きを代理人が行う場合 |

**〇事業が終わったら必要な書類**

| | | 書類名 | 条件等 |
|---|---|---|---|
| 申請者全員必要な書類 | □ | 完了報告書　※様式あり | 交付決定通知書と同時に申請者へ送付します |
| | □ | 作業中及び完了写真<br>※撮影日を記載してください | ※事業前の写真と同じ位置から撮影してください<br>※管理事業を複数回行う場合は**作業ごと**に作業の実施前後及び作業中の写真を撮影してください<br>※除草や伐採のみの場合、作業中写真は必要ありません |
| | □ | 領収書の写し | 業者の住所表記が高崎市内であり、領収書の宛て名が申請者となっている必要があります<br>※原則として、事業完了後に支払いをしてください |
| | □ | 請求書　※様式あり | 交付決定通知書と同時に申請者へ送付します |
| | □ | 通帳の写し | 申請者名義の通帳 |

**〇お願い**

必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください

# 高　崎　市

# ～ 制度１．空き家管理助成金 手続きの流れ ～

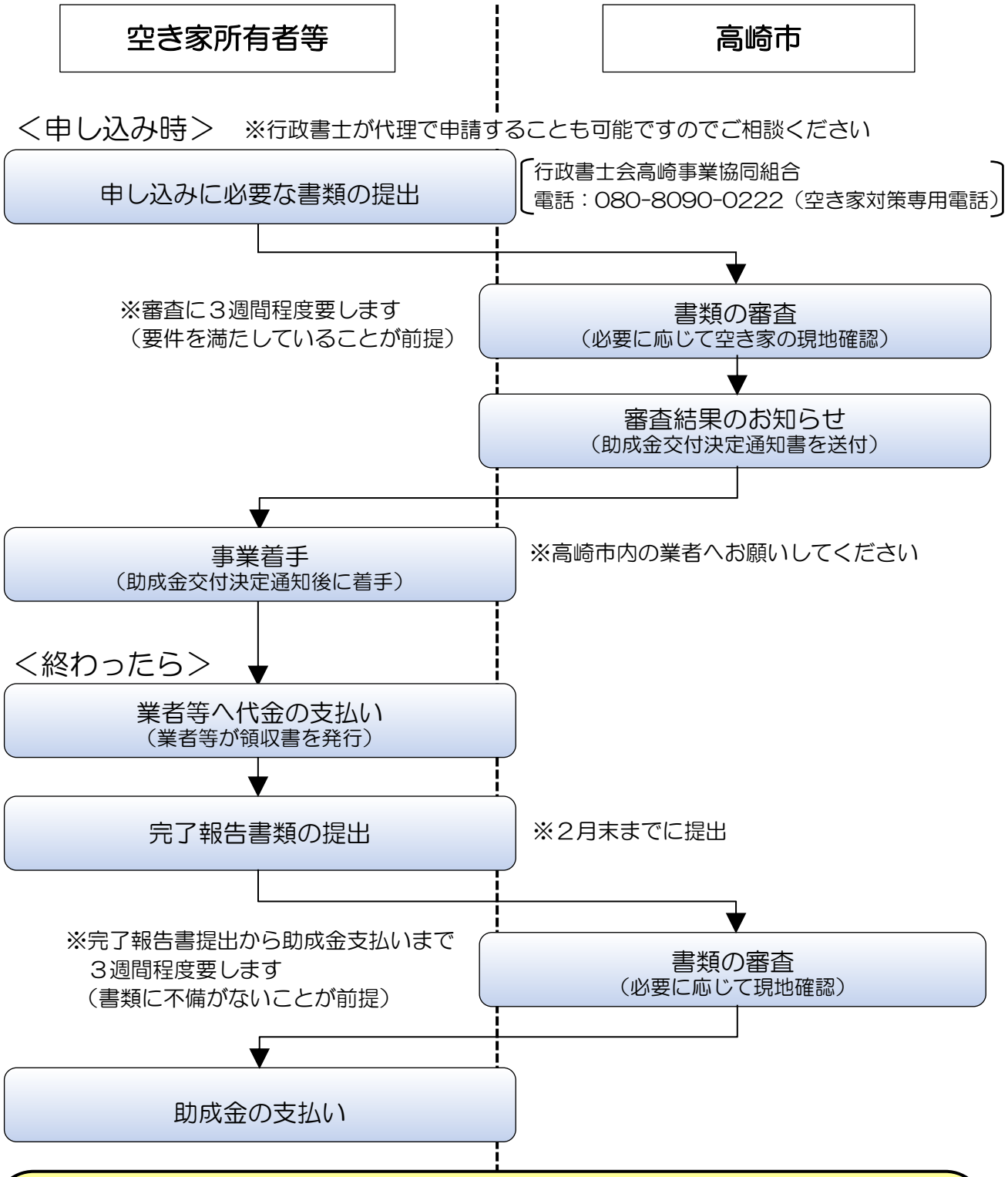



お問合せ先、受付窓口

〒370-8501　群馬県高崎市高松町 35 番地 1　建築住宅課（9F）

電話：027-321-1314　FAX：027-328-8990

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kenchiku-juutaku@city.takasaki.gunma.jp

業務時間　平日 AM8 時 30 分～PM5 時 15 分


**高　崎　市**